

9 まちづくり・ボランティア

1 福岡県福祉のまちづくり条例

1. 内容

すべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成し、いきいきとした地域社会を築くことを目的とする。

2. 事業内容

特定まちづくり施設（不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるもの）の新築等を行う際に届出を義務づけるなどにより、バリアフリーな社会づくりをめざす。

3. 対象

すべての県民

4. 窓口

福岡県福祉労働部障がい福祉課

5. 根拠法令

福岡県福祉のまちづくり条例、福岡県福祉のまちづくり条例施行規則

2 障がい者疑似体験事業

1. 内容

障がいのある方が持つ不自由さや不安感を疑似体験することや障がいのある方自身の体験談により、障がいのある方に対する社会一般の理解を深めるとともに思いやりのある心を育成することを目的に、車いす使用体験やアイマスク着用白杖歩行体験等を実施。

2. 対象

疑似体験を希望する県民

3. 窓口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会
福岡県障害者社会参加推進センター

3 特定非営利活動法人（NPO法人）

1. 概要

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的とする法律であり、民間の非営利団体のうち、2の要件を満たしている、この法律に基づいて法人になったものを特定非営利活動法人という。

2. 要件

- (1) 特定非営利活動（※1）を行うことを主たる目的とすること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと。

(4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。

(6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものではないこと。

(7) 暴力団ではないこと、又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(8) 10人以上の社員を有するものであること。

※1 「特定非営利活動」とは次に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること。

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

②社会教育の推進を図る活動

③まちづくりの推進を図る活動

④観光の振興を図る活動

⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

⑦環境の保全を図る活動

⑧災害救援活動

⑨地域安全活動

⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動

⑪国際協力の活動

⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑬子どもの健全育成を図る活動

⑭情報化社会の発展を図る活動

⑮科学技術の振興を図る活動

⑯経済活動の活性化を図る活動

⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

⑱消費者の保護を図る活動

⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

3. 窓口

「福岡県」

福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課

福岡県NPO・ボランティアセンター

TEL 092-631-4411

FAX 092-631-4413

「北九州市」（北九州市のみに事務所がある場合）

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動

推進課 北九州市市民活動サポートセンター

TEL 093-645-3101

FAX 093-645-3102

「福岡市」（福岡市のみに事務所がある場合）

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

NPO認証・認定係

TEL 092-711-4927

FAX 092-733-5768

4. 根拠法令

特定非営利活動促進法

福岡県特定非営利活動促進法施行条例

北九州市特定非営利活動促進法施行条例

福岡市特定非営利活動促進法施行条例